

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>県産農畜水産物等の輸出拡大に係る取組みを経験し、輸出ノウハウのある県内事業者の育成を図るため、生産者等の相談対応、海外販路の拡大、流通ルート構築等の業務を育成する事業者に委託する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>事業の効率的かつ効果的な実施には、県産農畜水産物等の海外販路を開拓できる見込みのある事業者への委託が必要である。</p> <p>このため、価格競争の入札による事業者の選定は適当でなく、プロポーザルで提案を求め、能力のある民間事業者を選定する。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>公募型の提案協議（プロポーザル）を実施し、予算の範囲内で審査結果の上位の企画を提案する民間事業者と随意契約を締結することとした。</p> <p>契約を締結しようとする国分中部株式会社は、令和8年4月9日に開催した「輸出事業者育成による県産農畜水産物等輸出拡大事業業務委託プロポーザル評価会議」において、企画応募書を評価した結果、最優秀提案者として選定されたものである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。